〔書　評〕

# 松尾拾著『今昔物語集の文体の研究』

山口佳紀

今井源衛氏は、最近某誌において、大学は今地獄の季節にあるといった意味の言葉を述べられた。地獄と観ずるかどうかはともかく、研究という行為の意味が今ほど深く問われたことはなかったように思う。かかる情況は、或る研究成果に対する論評を必然的に困難なものとする。何故ならば、論評のあり方もまた問われていると考えなければならないからである。言えることは、学問研究が常に批判的継承の行為である以上、書評は、研究成果の学史的意義を問うことをその任務とするであろうということである。

松尾拾氏の「今昔物語集の文体の研究」は、氏十二年の歳月を費した苦心の作であるが、以前からその完成が待望されていたものであって（例えば、説話文学会会報12・昭和四〇年一月）、出版されるや嘖々たる好評を以て学界に迎えられたものである。

今、筆者の如き浅学がこの著を書評するに当り、己れの適任でないことを痛感するのであるが、等しく今昔物語集の文体に関心を抱く者の一人として、率直な意見や疑問を述べることが何らか研究の進展に資する所以でもあると考え、稚拙な評言を連ねることにした。従って、批判的言辞の比重の増すことを避けないけれども、それはひとつに本書に対する積極的評価の方はいろいろな形で既に発表されており（例えば、山田巌書評・松尾拾著「今昔物語集の文体の研究」国語と国文学昭和四三年七月）、今更それを繰り返す必要がないと考えたからであって、筆者が本書の積極的意義を軽視している訳ではないことをお断りしておきたい。

まず、本書の問題意識と内容とを、松尾氏の言に沿いながら、一わたり紹介し、読者の理解に供する。

今昔物語集の文体の研究は、坂井衡平氏が遠く大正年間に漢文味の多少に因りて巻二十以前と巻二十以後とを以て截然区別せらるべきものなり。（今昔物語集の新研究二四〇ぺ）

と述べられたことに規定されたと言ってよい。その後、右の立言は、池田併治氏の「禁止表現法史」（国語国文・昭和一一年一〇月）によって実証に移された。以後、調査語の範囲は広げられたが、要するに、巻二十までが漢文訓読調、巻二十二以下が和文調という対照的傾向を指摘するというに尽きる。しかし、前半にも和文調の強い説話が含まれ、後半にも訓読調の強い説話が入っていることが気付かれると、巻単位でなく説話ごとの調査が必要視されるようになった

（岩淵悦太郎「説話文学の用語」解釈と鑑賞昭和一六年二月）。この要請は久しいものであるのに、実際にはそういった研究は進展せず、巻ごとの性格を指摘することで終っている。その理由は、いかなる調査語でも、各説話に必ず現れるというものではない為、説話ごとの性格の違いを承知しつつも、巻ごとに集計せざるを得なかったのである。

以上のような経緯を踏まえ、松尾氏は、次のように考えられる。各説話に全て現れるような調査語が発見できれば、その現れ方によって全説話の文体的性格を測り、これを分類することができる。すなわち、今昔物語集の全説話をその文体的性格に基づき、巻の枠をはずして再編成できるという訳である。

従って、右のような調査を可能にする調査語を選定しなければならないが、その調査語が満たすべき条件として、

一、その語が単に訓読調、および和文調を示す語であるばかりでなく、同義的な一対であること（同義的対立）。

二、すべての説話の性格をはかり得る語であること。

三、客観的判定ができる程度の量をもつこと。

の三条件が考えられる。従来の研究に取り上げられた語は、右の一を満たすが、二・三に於て難点がある。そこで、二・三を満たすものとして、主格表示法を考える。氏の着想はこうである。

古代語の主格表示法としては、

(イ)　記号を用いるもの。格助詞「ノ・ガ」を用いる場合と係助詞・副助詞（ハ・モ・バカリ等）を用いる場合とがある。

(ロ)　全く記号を用いない場合。

の二種があるが、この記号アリ・記号ナシに着目すると、和文脈の文献（たとえば、源氏物語）における主格表示には、記号を用いるものが記号を用いないものより多く用いられているか、あるいは、ほぼ半ばに近い状態で用いられている。これに対し、訓読語脈の文献における主格表示には、記号を用いないものが用いるものより多く用いられる。（本書一四～一五ぺ）

という命題が得られる。そこで、各説話の地の文（会話文は、説話によって会話部分の少ないもの、会話部分の全くないものがあるから、一応除かれる）における記号ナシの記号アリに対する倍率を算出し、倍率の高低によって説話を配列すると、記号ナシの多いものは訓読的、記号アリの多いもの（あるいは記号アリが記号ナシとほぼ同数に近いもの）は非訓読的という右の命題から、倍率の高いものは訓読的、倍率の低いものは非訓読的ということになって、全説話を非訓読的性格の説話から訓読的性格の説話への順に並べたことになる。

一方、さきの一の条件を満たすものとして、対をなす同義語を取り上げるが、一対の語に頼らず、何対も組み合せ、それらが共存する状態を明らかにすることによって、各説話の文体的性格が確実に捉え得ると考えられた。かかる考えに基づき、次の八対の目じるし語が選ばれる。

1シムース・サス　2如シーヤウナリ　3ニシテーニテ（場所）
4ニシテーニテ（指定）　5不能・不得・不可ーエ…ズ　6ズシテーデ　7形容詞＋シテー形容詞＋テ　8カクノ如クーカク・カウヤウ・カヤウ

以下、主格表示法を縦軸に、目じるし語を横軸に取ることによって、各説話の文体的位置付けがなされるという訳である。

本書は、第1部と第2部とに分れるが、第1部は本朝部、第2部は天竺・震旦部が扱われる。尤も、この構成は、もと本朝部についての関心が天竺・震旦部についてのそれに先行したことによるのであって、特別の意図が存する訳ではないとのことである。目次によって本書の大綱を示すと、

第1部

Ⅰ文体研究の問題点と研究目的　Ⅱ調査方法　Ⅲ説話の分類　Ⅳ例外の検討　Ⅴ分類の限界　Ⅵその他の指標とすべき語　Ⅶ出典と文体　Ⅷ文体からみた巻の構成

第2部

Ⅸ天竺震旦部の説話類型　Ⅹ例外の検討　Ⅺ出典と文体　Ⅻ説話の配列　ⅩⅢ会話の文体と地の文の文体との関係

付表

索引

ということになる。右の各章節は、種々の着想や方法に基づいて論が進められているが、それらを逐一紹介し、論評を加えることは、小稿の手に余る。従って、評者が重要と考える若干の問題点を指摘するに止めたい。

本研究は、従来の今昔物語集の文体研究の動向から見て、一つの必然的とも言うべき到達点を示すものと考えられる。既に記した通り、巻単位の研究の限界が痛感され、説話ごとの調査の必要が説かれてから久しいが、全ての説話の性格を測り得るような調査語が発見されぬ所から、結局巻ごとの調査で満足する外はなかった。松尾氏は、研究の活路を主格表示法に求められ、これを以てこの方面の研究の閉塞状況を打ち破ろうとされた。従って、主格表示法に関する氏の着想が本書の眼目であると考えてよい。以下、この点を中心に論評を進めることにしたい。

本研究が成り立つ為には、主格表示法について、記号ナシの多いものは訓読的、記号アリの多いものは非訓読的という既述の命題が妥当であるという前提が必要であろう。従って、松尾氏自身も言われるように、仮名文学作品と訓点資料の調査によって、命題の当否を実証的に明らかにすることが何よりも必要であった。しかるに、氏は、それが甚だしく労力を費消する故を以て、これを避け、一方で土佐日記と大和物語を取り上げて全面的実証に代え、他方で大坪併治氏が小川本願経四分律古点の調査（訓点語と訓点資料9輯）によって得た記述に頼られた。

ところで、松尾氏は、倍率の順に配列された説話の一々について、八対の目じるし語のどちらが現れるかを調べた結果、倍率の低い所では非訓読性の目じるし語の方が、また倍率の高い所では訓読性の目じるし語の方が、使用量が多いという傾向が認められることを見出し、主格表示法と目じるし語との間に著しい相関関係が存するという右の事実から、主格表示法の違いが文体的対立を測る有力な手掛りであることが立証されたと考えられた（本書三五～三七ぺ）。

しかしながら、氏の研究意図が、今昔の全説話を訓読性・非訓読性を尺度として分類することにある以上、その訓読性・非訓読性の認定の根拠を今昔内部に求めることは適切でない。勿論、記号アリが非訓読性の強い説話に多く現れ、記号ナシが訓読性の強い説話に多く現れるということであれば、記号アリの多いことは非訓読的、記号ナシの多いことは訓読的であるという蓋然性が高いが、いまだ

完全な証明とは言いかねる。主格表示法の文体的性格によって今昔の説話を分類するということと、今昔を資料として主格表示法の文体的性格を明らかにするということとは、明らかに循環論的関係にあるものであって、この循環論はどこかで断ち切るべきものであった。主格表示法に関するさきの命題を実証することは、確かに甚大な労力を要求するであろうが、実証不可能ということでは決してない。その命題が単に見通しという程度の意味しか持たないのならばともかく、氏の場合は、それが今昔の全説話の文体的分類という緻密な作業の基礎をなすものであるから、右の命題の実証は手続きとして不可欠であったと考える。

次に、この命題の有効性の範囲が問題である。すなわち、主格表示法と目じるし語との間に相関関係が見出された所からすると、この命題は、結論的には、何らかの妥当性があったと認めてよいようである。ただ、記号アリと記号ナシとの比が、訓読体と非訓読体とで違うということは、恐らく多くの例数を取った場合に言えることであろうが、例数が余り多くない場合、その命題が妥当するかどうかには問題がある。すなわち、主格表示に関して、訓読体では常に記号ナシ、非訓読体では常に記号アリということであるならば、記号の多少は必ずや訓読性・非訓読性の強弱を意味することになるであろう。しかるに、実際には、訓読体にも記号アリとなる構文が存するし、非訓読体にも記号ナシとなる構文がある。とすると、例えば、訓読的であって記号アリとなる構文（「主語＋ノ＋（イハ）ク」型など）が一説話に重なった場合、記号アリが多いからといって、その説話が非訓読的であるとは言えない道理である。すなわち、例数がさほど多くない場合は、記号の多少だけでなく、記号の有無の文体的性格が一々について明らかにされる必要が出て来るのである。

松尾氏は、右のような場合、倍率の示す所と目じるし語の傾向との背反となって現われると考え、その場合、目じるし語では訓読的なのに、記号アリが多いのは何故かという形で、例外の検討を行っておられるが、例外の検討は、原則の性格（原則が有効性を持つ条件）が明らかでない限り、十分な意味を持ち得ない。というのは、原則適合とされた説話群の内部に既に例外が入っている惧れがあるのである。

すなわち、仮に、或る説話に記号アリが多いといっても、非訓読的であるが故に記号アリが重なる場合ばかりでなく、訓読的であるが故に記号アリが重なる場合があるであろう。後者の場合、目じるし語が訓読的傾向を示せば、記号アリが多いのに目じるし語が訓読的ということで、例外として発見されるであろう。それに対し、目じるし語が非訓読的傾向を示したとすると、記号アリが多くしかも目じるし語が非訓読的ということで、表面的には背反がないから、原則に合うものとして見過ごされてしまうことになろう。つまり、原則に合うとされた説話群の中に、主格表示法から見れば訓読的で、目じるし語から見れば非訓読的であるといった例外的説話が入っている可能性があるのである。今昔の各説話は、純粋な訓読体でも、純粋な非訓読体でもないのであるから、そういう説話の存在する可能性は皆無とは言えないのである。記号アリが少ない場合についても同断である。

従って、各説話のさほど例数の多いとは言えない主格表示によって、その説話の文体を測定しようとするならば、量的検討のみでなく、その質的検討がなされるべきであった。

また、例外の検討において、例えば　倍率の低い（記号アリの多い）説話に目じるし語から見て訓読的な説話が何故あるかという問題を追求された時、記号が或る特定の用法に集中している場合、そのことが異例の原因になっていると断ぜられるが、厳密に言えば、原則に合致するとする倍率の低い非訓読的説話においては、そのような特定用法への記号の集中がないことを明らかにしなければ、異例の真の原因を突き止めたことにはならないはずであろう。なお、例外の原因が不明であるとされる説話がかなり生ずるのも、記号の有無・用法や記号の種類が意味する文体的性格が明らかになっていないからである。

右に述べたことは、本書のいろいろな個所に影響を及ぼす。例えば、倍率と目じるし語とを規準にして作成された説話類型分類表にしても、倍率が、さほど多からぬ例数によって算出されている為に、文体的性格を表示する厳密な数字とは既に受け取れないのであるから、それに基づいて同一類型に所属するとされた諸説話が、果して真に文体的類似性を持つものかどうかは疑問である。

更に、今昔撰者複数説を唱えられた論拠にも問題が生ずる。氏は、「出典と文体」の中の「注記の文体」において、説話の終りの、「此レヲ思フニ」「思フニ」などの書き出しによって、説話の解説・訓戒・伝承径路などを述べた部分に注目し、これを編纂者自身の文体によって書かれたものと考えられた。そこで、注記部分の文体を調べる為、

注記部分を含む説話全体の倍率と、注記部分を除いた場合のその説話の本文の倍率を比べたとき、(1)倍率が変わらないか(2)倍率が変わってくるか

を調査された。かの命題に従えば、倍率が変らない説話は、注記と本文とが同一の文体ということになるが、本文には訓読的文体のものと中間的文体のものがあるから、注記にもその二種類があることになる。次に、倍率が変る説話のうち、倍率が高くなるものは、本文より注記の方が非訓読的性格が強いことになり、倍率が下がるものは、本文より注記の方が訓読的性格が強いことになって、やはり注記の文体は二種あることになる。氏は、このように、注記の文体は複数種あるという認定から、「必然的に編纂者は複数であったという推定がうまれる」（二三三ぺ）と述べられた。この推定の問題点は、

㈠例数の多くない場合、倍率の違いが直ちに文体の相違を意味するとは言えない。

また、かの命題をそのまま認めたとして、

㈡倍率が変らない場合について、注記の文体が本文の文体に影響されるということはないか。

㈢倍率が変る場合について、本文との相対関係において、注記をより訓読的とか、より非訓読的とか言っているのであって、注記の文体に複数種があることは言い得ていない。つまり、中間的文体が一種あることにはならないか。

などである。注記部分に編纂者の文体が現れているものとして、これを取り上げられた意図は興味深いが、論証には疑義を感ぜざるを得ない。編纂者の単複は、今昔の理解にとって相当重要な意味を持つ事項であり、文体調査ばかりでなく、従来の成立論の諸成果を十分検討した上で、慎重に判断されなければならない問題であろう。

主格表示以外の問題にも一二触れるならば、氏は、「訓読語」に対

する範疇として、「和文語」を捨てて、「非訓読語」を立てられる時、その理由として、「訓読語」が築島裕氏の研究によって客観的根拠を得ているのに対し、「和文語」は、和文と言われるものの範囲が明らかでなく、従って、根拠とする確実な資料がないという点を挙げられた。しかし、「非訓読語」という名称は、常識的には、「訓読語」以外のあらゆる言語を含んでしまうから、却て性格が曖昧になる。もし、「和文語」の定義がはっきりしないと考えられるなら、氏自身が明確な定義を下されるべきであったと思う。氏は、源氏物語の用語と、今昔物語で和文調とみなされる語とは、相当違うところがあるであろう。（一九ぺ）というような点について懸念しておられるが、そのようなことを考えるならば、「訓読語」についても、実際の訓点資料に見られる用語と、今昔の「訓読語」とは違うと言わねばならないであって、「和文語」についてのみ言うべきことではないと考える。

また、目じるし語について、異なり語数と延べ語数のいずれが、その説話の文体の性格をよりよく反映しているかという問題（四二ぺ）や、非訓読語（の異なり語数）と訓読語（の異なり語数）との差について、差がいくつあったら大きい（あるいは、小さい）と考えるかという問題（四四ぺ）において、「これを決める根拠は、観察者の主観をおいてほかはないであろう」と述べておられるが、いずれの問題も、何を規準に取れば有効な分類が得られるかによって決定されるべきであって、ここで主観を持ち出すのはいかがであろうか。

本書の内容はかなり複雑であり、以上のような概評によって尽くし得るものではない。その複雑さに応じて、問題としたい事項は多く、また、以後の研究に有益な示唆を与えるような指摘も少なくない。例えば、目じるし語について、単に一説話における異なり語数や延べ語数の問題だけでなく、或る訓読性目じるし語が他のどんな訓読性目じるし語と一説話中に共存するかという、「共存」の問題（四九ぺ以下）や、或る訓読性目じるし語が同義の非訓読性目じるし語と一説話中に並存するかどうかという、「並存」の問題（一〇九ぺ以下）などに目を向けられたのは、文体研究に一つの新しい方法を指し示したものと言えよう。

今昔物語集は、多くの問題を孕んで研究者に立ちふさがる巨峰である。これを攻略する為には、今後も種々な方法が試みられてしかるべきである。松尾氏が追求された方向が、更に正確度と精密度とを得るならば、その成果の意味する所は大きいであろう。すなわち、単に文体の問題のみでなく、出典論・成立論などにも有力な材料を提供することになるはずである。

今昔の文体の研究は、既に発表された論文数こそ少なくないけれども、方法や問題意識においては、必ずしも十分な進展を見せておらず、その意味では、端緒的段階にあると言ってよい。今後の研究が期待される所である。

なお、筆をおくに当って、評者の都合により、本評の執筆が甚だしく遅延したことをお詫びしたい。本書の発行は昭和四二年一一月に逆上る。以来、二年近くも経過した時点における本評は、時宜を失したものとみなされても仕方がない。特に、著者に対する非礼には深く謝するものである。（昭和四十二年十一月十五日明治書院発行　A5版五七七頁　四、八〇〇円）

—東京大学助手—